各締約国の産業界、特に中小企業のニーズ並びに高い水準の環境及び労働に関する保護であって、国際的に認められた関連する基準及び両締約国が締結している国際協定を通じたものの必要性に留意しつつ、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従って両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、

この協定が高い水準の消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上させることに寄与することを認識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境において、新たな多数の経済上の課題及び機会が両締約国に提示されていることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにそのような補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国間の貿易及び投資の発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ、

国際連合憲章に係る両締約国の約束を再確認し、また、世界人権宣言に示された原則を考慮し、

全ての利害関係者の利益のために国際的な貿易及び投資における透明性が重要であることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

この協定を通じて国際的な貿易及び投資に対する障害を除去することによりこれらの調和のとれた発展及び拡大に寄与し、並びにこの協定による利益を減少させるおそれがある両締約国間の貿易又は投資に対する新たな障害を設けることを回避することを決意し、

世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している多数国間の、地域的な及び二国間の協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　目的

この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(c) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(d) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(e) 「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

(f) 「税関当局」とは、

(i) 欧州連合については、欧州委員会の税関に係る事項に責任を負う機関並びに欧州連合構成国において関税法令を適用し、及び執行する権限を有する税関当局その他の当局をいう。

(ii) 日本国については、財務省をいう。

(g) 「関税法令」とは、欧州連合又は日本国の法令であって、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くもの（税関当局の権限の範囲内で禁止し、制限し、及び規制する措置を含む。）をいう。

(h) 「関税領域」とは、

(i) 欧州連合については、欧州連合の関税法典を定める二千十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第九五二・二〇一三号（注）第四条に規定する関税領域をいう。

注　二千十三年十月十日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　二六九）一ページ

(ii) 日本国については、日本国の関税法令が施行されている領域をいう。

(i) 「日」とは、暦日をいう。

(j) 「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

(k) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(l) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(m) 「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（注）をいう。

注　「政府調達協定」とは、二千十二年三月三十日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達協定をいうものと了解する。

(n) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）をいう。

(o) 「ＩＭＦ」とは、国際通貨基金をいう。

(p) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、慣行、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(q) 「締約国の自然人」とは、欧州連合については欧州連合構成国の国民を、日本国については日本国の国民をいい、それぞれ締約国の関係法令に従う。（注）

注　第八章の規定の適用上、「締約国の自然人」の定義には、ラトビア共和国に永住している自然人であって、同国の市民にもその他のいずれの国の市民にも該当しないが、ラトビア共和国の法令に基づき市民でない者に対する旅券を受領する権利を有するものを含む。

(r) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(s) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(t) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(u) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(v) 「領域」とは、次条の規定に従ってこの協定が適用される区域をいう。

(w) 「欧州連合運営条約」とは、欧州連合の運営に関する条約をいう。